

新入学学用品費等入学前支給申請書（兼世帯票）

(宛先) 紀の川市教育委員会教育長

年 月 日

次の内容を承諾したうえで、就学援助を受けたいので関係書類を添えて申請します。

- ①就学援助の審査に必要な児童扶養手当の受給状況の調査
- ②就学援助の審査に必要な、申請者本人及び同居人全員の住民基本台帳・市民税の課税状況等の調査
- ③就学援助費を受給後、就学援助の認定要件に該当しなくなった場合は、教育委員会からの返還請求に応じること

申請者（保護者）

住所

氏名

(電話番号

—

—

)

振込先 ※申請者 (保護者)名義の 口座	フリガナ	金融機 関	銀行・金庫 農協・信金	本店・支店 本所・支所	
	口座 名義人				
又就申 は学請 児予す 童定る 氏者 名	普通	口座 番号	記号番号 ※ゆうちょ銀行の場合		
	氏名		申請者 との続柄	生年月日	
	フリガナ				
上 児童就 同一の定 計居の方 は	氏名		続柄	生年月日	
			申請者本人		
申 請 理 由	※該当する番号に○印をつけてください。（6）に該当する場合は具体的な申請理由を記入してください。 (1)生活保護の停止又は廃止を受けた（ 年 月 日） (2)市民税・個人事業税・固定資産税・国民健康保険税 のうち、いずれかの減免を受けている (3)市民税が非課税である（世帯全員） (4)国民年金保険料の免除を受けている (5)児童扶養手当を受給している (6)失業・病気等の事情により収入が著しく減少した (6)の場合の具体的な申請理由（別紙可）				
	(3)または(6)で申請する場合、世帯の所得状況等により判定するため、「地方税関係情報の確認に係る同意書」（裏面）により同意 をするか、18歳以上の世帯全員分の「非課税（課税）証明書」を添付してください。				
	※実際に同一の住居に居住している場合は、住民票が別であっても同一生計とみなします。 二世帯住宅のように同じ住所でも生計が別の場合は、その証明書類（客観的に生計実態が別であることを証明できるそれぞれの 契約者が記載された公共料金（電気料・水道料の両方）の直近の領収書を添付してください。 また、単身赴任等で一時的に住民票が別である場合も、同一生計として取り扱います。				
	※事務局使用欄				
	判定	適用月日	*特記事項		受付印
	認・否				